

徴収奥義_{発展編}



☞ 国税徴収法逐条解説（第 56 条） 第 404 号 令和 3 年 11 月 25 日
軽自動車(動産)と所有権留保

銀座社会保険労務士法人 公租公課徴収指導者・社会保険労務士 吉国 智彦

エネルギー問題への疑問

当法人では、昨年 12 月から情報管理を PC 保存から Microsoft Office 365 に切り替えた。そのきっかけは、二つ。一つ目は、従業員を雇用し、情報管理を PC で行うことは不便であるし、PC の故障による情報喪失を避けなければならない。二つ目は、当職が事務所でも自宅でも業務遂行な環境を整えるためである。

これを導入して、情報管理が円滑となり、PC や磁気媒体を持ち運びする必要がなく事務所及び自宅での仕事が楽になった。のみならず、ルーター及び PC を持参しての顧客対応も可能となった。一人、約 18 千円（年間）の費用を要するとしても、利便性がその費用をはるかに上回るといってよい。ただ、Microsoft の手のひらで踊っている感があることは少し悔しい。この便利さに加え、テレワークが推奨されているから、この利用者が多くなることは必定だろう。

今年の自民党総裁選で、高市早苗さんへの評価が一躍高まった。同氏の著作物に「美しく、強く、成長する国へ。一私の「日本経済強靱化計画」一」は、とてもわかりよく、かつ、我が国の置かれている現状がよくわかる名著である。その中で、情報通信の電力だけで、今から 10 年後に 30 倍になるということが述べられている。前記 Office 365 は当然、どこかにサーバーが設置され、365 日、24 時間保存装置が冷却されているはずだから、高市氏の主張は頷ける。故に、エネルギー問題は、国の命運を握っているといえ、この舵取りを誤ってはならない。

エネルギー問題となれば、原子力発電所問題に行き当たる。福島第一原子力発電所事故以来、これに関する議論は大いに高まったとはいえ、その整理や決着は見えない。このような国の命運がかかる事項について一向に整理がされないのはどうしてなのか。一説には、今冬の関東は、電力不足に陥るとの観測もある。そういった危機的状況が長期間にわたって放置されることは将来に暗雲が漂う。

エネルギー問題になると、必ず出るのが、再生可能エネルギーだ。今や太陽光パネルが土地さえあれば設置してある状況となっている。これとて、寿命は 20 年といい、大量のガラスが使われ、更にはパネル部分に鉛が入っているから簡単に廃棄処分できないという。そして、発電量はたいした規模ではなく、これに頼る訳にはいかない。

それならばというわけで、太陽光パネルほどではないにしても、風力発電施設が増えてきた。表紙の風車は、山口県熊毛郡平生町大星山（おおほしやま標高 438m）にある。高さ約 100 メートル、プロペラの直径は約 70 メートル、年間の発電量は、1200 世帯分の電力を賄えるらしい。すぐ近くまで行くことができ、道路は広くないのでどうやって建設したのか、それが第一印象である。素晴らしい技術であることは間違いないとしても、これが電力供給の切り札にならないことは素人にも明らかである。所詮は、補助的なものであるに過ぎず、むしろ再生可能エネルギーに挑戦しているという気持ち程度にしかならないように思われる。建設技術は絶賛できても国の将来を救う存在ではないとの感想を有した日であった。

表紙説明：大星山の大風車（熊毛郡平生町の風力発電所：令和 3 年 11 月 14 日）。

徴収法

第 2 款 動産又は有価証券の差押

(差押の手續及び効力発生時期等)

第 56 条 動産又は有価証券の差押は、徴収職員がその財産を占有して行う。

- 2 前項の差押の効力は、徴収職員がその財産を占有した時に生ずる。
- 3 徴収職員が金銭を差し押えたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

国税徴収法施行令（昭和 34 年政令第 329 号）

(差押動産等の管理)

第 23 条 税務署長は、差し押えた動産及び有価証券（法第 60 条第 1 項（差し押えた動産等の保管）の規定により滞納者又は第三者に保管させているものを除く。）を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

- 2 税務署長は、帳簿を備え、これに前項の動産及び有価証券の出納を記載しなければならない。

1 自動車、建設機械又は小型船舶の定義

自動車における登録制度、所有権留保の構成をにらみながらその差押えについて考察してきたところである。

所有権留保は、自動車の購入において多く見られるところ、当然、軽自動車においてもこれが活用されている。そこで、今号は、軽自動車（動産ということになる）における所有権留保とその所有権移転、財産の帰属認定、差押えについて解説することにする。したがって、条文的には、一旦、徴収法第 56 条に戻ることになる。

徴収法上の自動車と世間一般に言う自動車とは異なることから、本論に入る前に復習として、改めて徴収法第 71 条の自動車、建設機械又は小型船舶に関して、その財産区分を整理し（表 1）、また、次項以下で自動車と軽自動車の相違点（注 1）を述べておく。

なお、交通事故による損害賠償請求事件の判例として、「登録自動車の権利関係は登録によって公示され、不動産登録簿と同様登録には推定力があり、所有者と登録されている者が所有者として推定される」（注 2）との判例（東京地判昭 44. 1. 16 判タ 238-121）を掲載しておく（要旨のみ）。

【表 1】

財産区分	条数	意義	左記不該当（動産）
自動車	71-1	道路運送車両法第 2 章《自動車の登録》の規定により、国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに登録を受けたもの（自動車抵当法第 2 条ただし書に規定す	自動車登録ファイルに登録を受けていないもの及び軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の

		る大型特殊自動車で、建設機械抵当法第 2 条に規定する建設機械であるものを除く (道路運送車両法第 5 条第 2 項))	小型自動車
建設機械	71-2	建設業法第 2 条第 1 項《建設工事の定義》に規定する建設工事の用に供される機械類で建設機械抵当法施行令第 1 条《建設機械の範囲》の規定による別表に掲げるもの (例えば、ブルドーザー、トラクター、コンクリートミキサー等) のうち、建設業者 (建設業法第 2 条第 3 項) が国土交通大臣又は都道府県知事の行う記号の打刻又は既に打刻された記号の検認を受けた後、建設機械登記簿に所有権の保存登記をしたものをいう (建設機械抵当法第 2 条、第 4 条第 1 項、第 4 項。建設機械登記令第 10 条、建設機械抵当法施行令第 9 条第 1 項参照)。	建設機械登記簿に所有権の保存登記をしていないもの
小型船舶	71-3	小型船舶登録法第 2 条《定義》に規定する総トン数 20 トン未満の船舶のうち日本船舶又は外国船舶 (本邦の各港間又は湖、川若しくは港のみを航行する船舶に限る。) であって、漁船、ろかい又は主としてろかいをもって運転する舟、係留船等以外のもので、同法第 2 章《登録及び測定》の規定により、国土交通大臣 (日本小型船舶検査機構) が管理する小型船舶登録原簿に登録を受けたもの。	国土交通大臣 (日本小型船舶検査機構) が管理する小型船舶登録原簿に登録を受けていないもの。

《自動車の登録は不動産登録簿と同様に推定力がある》

東京地判昭 44. 1. 16 (判タ 238-121)

被告 Y は、同被告が被告車の所有者であることを否認するが、被告車が同被告の所有名義で登録されている限度においては当事者間に争がない。ところで、登録された自動車の所有権の得喪、抵当権の得喪変更の対抗要件としては登録が必要であり (道路運送車両法 5 条、自動車抵当法 5 条)、登録された自動車の権利関係は登録によって公示されるのであるから、不動産登録簿と同様登録には推定力があり、したがって同被告は被告車の所有者であることが推定される。しかるに、被告 Y は被告車の所有者は A であると主張するだけで、右の推

定を覆えず証明はない。そこで、同被告は被告車の所有者というべきである。

(注1) 徴収奥義 399 号の「世に言う自動車と法令上の自動車の相違」参照。

(注2) 登記の効力と公信力・形式的確定力・推定力について、徴収奥義 391 号参照。

2 軽自動車の意義とその種類

現在の軽自動車の規格は、排気量 660 c c 以下、長さ 3.4m 以下、幅 1.48m 以下、高さ 2.0m 以下の三輪および四輪自動車となっている。

そして、軽自動車は、構造および使用目的により、「乗用車」「貨物自動車」「特殊用途自動車」の三つの用途に区分されている（軽自動車検査協会 HP）（注3）。

(1) 乗用車

おもに人の輸送を目的として使用されていて、その経済性や使いやすさから通勤、買い物など、生活に密着した使われ方をしている。乗用車には「セダン」「ワゴン」「オフロード」などさまざまなタイプがある。

(2) 貨物車

貨物の輸送を目的として使用され、トラックタイプ、バンタイプ、ボンネットバンタイプなどのタイプがある。

(3) 特殊用途車

特別な目的で使用され、冷蔵車、冷凍車、タンク車などのほか、最近では高齢化にもなう福祉車両、ジェットスキーなどを運搬するトレーラなどのタイプがある。

(注3) <https://www.keikenkyo.or.jp/>。

3 ナンバープレートからみる自動車と軽自動車の相違

自動車では、登録済みであることを明らかにするために自動車登録番号標（ナンバープレート）の交付を受け、封印の取付けを受けなければならない（道路運送車両法第 11 条）。その取付けは、運輸支局または封印取付受託者（国土交通大臣から封印の取付け委託を受けた者）が行うとされ、封印は整備を実施するなどの理由がなければ取り外してはならないとされている（同条第 5 項）。自動車前方のナンバープレートは、ボルトで固定され、後部ナンバープレートはボルトで固定されると同時に封印が取り付けられている（図 1）。

これに対して、軽自動車では、そのナンバープレートに封印を備える義務がない。また、自動車の自動車登録番号標に対して、軽自動車用では「車両番号標」と呼ばれている。

また、自動車検査証は、自動車と同じく存在するものの、自動車と比較すると非常に簡易な作りとなっている（図 2）。

2	前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。この場合において必要となる自動車登録番号標又は封印の取り外しは、国土交通大臣又は封印取付受託者が行うものとする。
一	自動車登録番号標が滅失し、毀損し、又は第 39 条第 2 項の規定に基づく国土交通省令で定める様式に適合しなくなつたとき。
二	自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別が困難となつたとき。
三	次項の規定により国土交通大臣が自動車登録番号標の交換を認めたとき。
3	国土交通大臣は、自動車の所有者から当該自動車に係る自動車登録番号標の交換の申請があつたときは、これを認めるものとする。
4	自動車の所有者は、当該自動車に係る自動車登録番号標に取り付けられた封印が滅失し、又は毀損したとき（次項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当して取り外したときを除く。）は、国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受けなければならない。
5	何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。
6	前項ただし書の場合において、当該自動車の所有者は、同項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当しなくなつたときは、封印のみを取り外した場合にあつては国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受け、封印の取付けをした自動車登録番号標を取り外した場合にあつては国土交通省令で定めるところにより当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付けた上で国土交通大臣又は封印取付受託者の行う封印の取付けを受けなければならない。

4 対抗要件

徴税吏員・徴収職員にとって重要な知識である対抗要件について復習しておくことにする。財産によって表 2 のとおりとなる。

【表 2】財産ごとの対抗要件

財産	対抗要件	根拠規定
動産	引渡し（現実の引渡し、簡易の引渡し、占有改定、指図による占有移転）	民法第 178 条
不動産	登記	民法第 177 条
債権（譲渡）	確定日付による第三債務者（注 4）への通知又は第三債務者の承諾	民法第 467 条

(注4) 一般的には「債務者」と表記される。債権差押えの観点からあえて第三債務者と表記している。

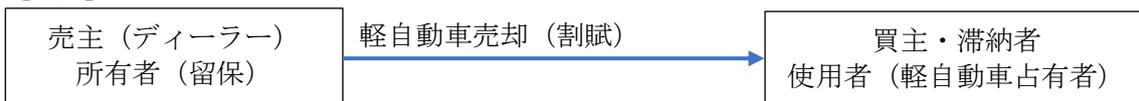
5 動産(軽自動車)の対抗要件

軽自動車即ち動産ということになる。自動車との対比から動産一般ではなく、軽自動車として解説を進める。対抗要件は引渡しであるところ、これは現実の引渡しに限られず、占有移転の四つの方法として、現実の引渡し、簡易の引渡し、占有改定、指図による占有移転(注5)がある(内田貴：民法I [第4版] 総則・物権総論-463)。判例も占有改定は引渡しにあたと解している(後掲名古屋地判平 27. 2. 17 金法 2028-89 が引用する最一判昭 30. 6. 2 民集 9-7-855) (注6)。

単純な構図として考えてみよう(図3)。ディーラーが顧客へ割賦販売によって軽自動車を売却したときは、ディーラーが所有権を留保することになる。しかし、軽自動車は滞納者が占有しているのであるから、外観上はあたかも滞納者の所有物と映る。もっとも、図2のとおり、軽自動車にも自動車検査証があり、使用者欄と所有者欄があり、これを見ればディーラーが所有者と推定をされる。

軽自動車に自動車検査証があるとしても登録制度ではない。所有権留保の対抗要件は引渡しということになり、これには占有改定が含まれ、クレジット販売契約による所有権留保付きで軽自動車売却を購入した買主による占有は、その契約条項から占有改定によって売主の占有に当たると解されることが原則となる(後掲名古屋地判平 27. 2. 17 金法 2028-89)。このようにクレジット販売契約は、所有権留保の対抗要件を具備するものとして運用されていると考えられる。

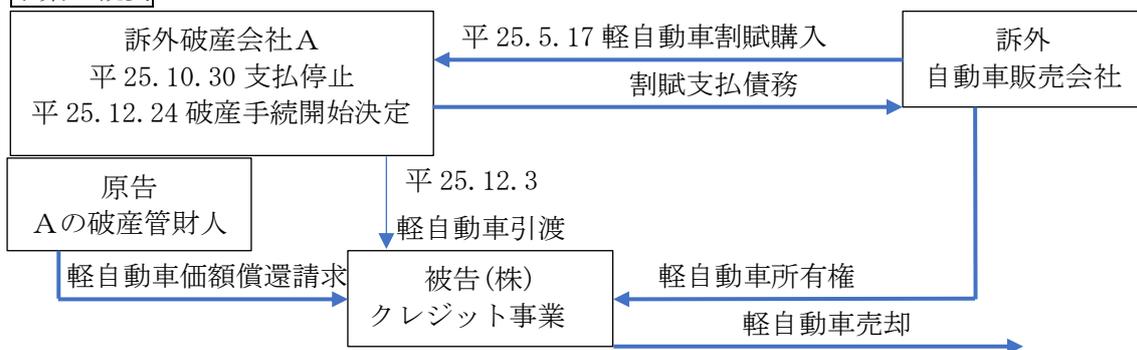
【図3】



《自動車占有は占有改定と認められ所有権留保を破産管財人へ対抗できる》

名古屋地判平 27. 2. 17 (金法 2028-89)

事案の概要



事実及び理由

第 1 請求

被告は、原告に対し、92 万 0150 円及びこれに対する平成 26 年 1 月 8 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

1 本件は、破産者有限会社 A（以下「破産会社」という。）が、平成 25 年 5 月 17 日に訴外 B 株式会社（以下「販売会社」という。）から被告の所有権留保付きで軽自動車（登録番号《略》、車台番号《略》、車名《略》、年式 平成 25 年式。以下「本件自動車」という。）を購入したものの、その後支払不能となり、破産手続開始決定（平成 25 年 12 月 24 日）前の同月 3 日に本件自動車を被告に引き渡し（以下「本件引渡行為」という。）、被告が本件自動車を売却して被告の破産会社に対する割賦金等債権（92 万 0150 円）に充当した（以下「本件充当行為」という。）ところ、破産会社の破産管財人である原告が、本件引渡行為及び本件充当行為は破産会社の被告に対する偏頗弁済行為に該当するとして、破産法 162 条 1 項 1 号に基づき否認し、被告に対し、本件充当行為に基づく被告の受領額（92 万 0150 円）について価額償還請求を行う事案である。

2 前提事実（争いのない事実若しくは証拠上容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 破産会社は、平成 25 年 12 月 24 日、名古屋地方裁判所において破産手続開始決定を受け（平成 25 年（フ）第 2260 号）、原告は、その破産管財人に選任された弁護士である。

イ 被告は、自動車販売金融業、クレジット事業等を営む株式会社である。

(2) 本件自動車の購入における破産会社、販売会社及び被告間の契約

ア 破産会社は、平成 25 年 5 月 17 日、販売会社との間で本件自動車を以下の条件にて割賦購入する旨のクレジット契約を締結した。

(ア) 売買代金 147 万 3450 円

(イ) 頭金 63 万 3450 円

(ウ) 割賦金合計 97 万 8515 円

(エ) 支払方法 支払回数 60 回（平成 25 年 7 月～平成 30 年 6 月）

(オ) 支払期日 毎月 2 日限り

(カ) 支払金額 1 回目 1 万 6815 円、2 回目

以降 1 万 6300 円

イ 破産会社、販売会社及び被告は、平成 25 年 5 月 17 日、三者間において、販売会社の破産会社に対する本件自動車の割賦販売、当該割賦販売に基づき破産会社が負担する割賦金合計の支払債務の被告への保証委託に関し、本件自動車購入時のクレジット契約条項（甲 3。以下「本件契約条項」という。）において、概ね以下のとおり合意した（以下「本件契約」という。）。

(ア) 破産会社は、販売会社が割賦金合計の取立て・受領を被告に委任したことを承諾し、割賦金合計 97 万 8515 円を上記支払方法のとおり被告に支払う。

(イ) 破産会社は、販売会社に対する割賦金合計の支払債務について、被告に連帯保証を委託する。

(ウ) 破産会社が割賦金の支払を停止した場合、破産会社は当然に期限の利益を失う。

(エ) 破産会社が期限の利益を失った場合、被告は、保証債務の履行として販売会社に対し割賦金合計の残額を支払い、破産会社に対し求償権を行使する。

(オ) 本件自動車の所有権は、所有名義の如何を問わず、本件契約の効力発生と同時に販売会社から被告に移転する。ただし、破産会社が割賦金合計の支払債務（以下「本件債務」という。）を全て履行した時点で所有権は破産会社に移転する。

(カ) 破産会社が期限の利益を失った場合、破産会社は、本件債務の弁済のため、直ちに本件自動車を被告に引き渡す。

(キ) 被告は、引渡を受けた本件自動車について、その評価額をもって、本件債務や査定費用の弁済に充当することができる。

(3) 破産会社の支払不能等

ア 破産会社は、平成 25 年 10 月 30 日、経営不振のため事業を停止し、支払不能となり、破産会社の代理人弁護士から各債権者に対し、自己破産申立ての受任通知が發送された。

イ 被告は、平成 25 年 11 月 7 日、破産会社の代理人に対し債権届を提出した。

ウ 破産会社は、平成 25 年 12 月 3 日、被告に対し、本件自動車を引き渡した（本件引渡行為）。

エ 破産会社は、平成 25 年 12 月 6 日、名古屋地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、同月 24 日、破産手続開始決定を受けた。

オ 被告は、平成 26 年 1 月 6 日、本件自動車を売却代金 100 万 6700 円で売却し、割賦金合計の残額 91 万 2800 円と査定費用 7350 円（合計 92 万 0150 円）の弁済に充当した（本件充当行為）。

カ 被告は、平成 26 年 6 月 6 日、原告に対し、本件充当行為の余剰金 100 万 6700 円から上記 92 万 0150 円を控除した残額（8 万 6550 円）を返還した。

3 争点及び当事者の主張

(1) 被告は、本件自動車につき、所有権留保を原告に対抗できるか否か。

(原告の主張)

ア 自動車の所有権留保を第三者の地位にある破産管財人（原告）に対抗するには対抗要件（普通自動車の場合は登録、軽自動車は占有改定）の具備が必要である。そして、所有権留保の場合、買主からすると、売買契約によって、目的物の現実の引渡し（民法 182 条 1 項）を受けるのであるから、一般の意識として、目的物を自分のものとして占有していると考えられ、そうだとすれば、所有権留保特約の一般条項の中に、占有改定の意思表示（目的物を以後売主のために占有するとの意思表示）が含まれると解釈することはできず、契約書の約

款に占有改定の文言がない場合、占有改定の合意を認めることはできない。

ところが、本件自動車は軽自動車であるにもかかわらず、本件契約条項には占有改定についての明示の定めは見当たらない。

イ 実際、本件でも買主である破産会社は、分割金の支払が滞らなければ、普通に自分の自動車として使えるものと思っていたのであり（甲 12）、また、株式会社 C 等他のクレジットカード契約条項には、占有改定による引渡しを定める文言が入っているのに対し、本件契約条項にはそのような当然入っているべき条項が入っていない。

ウ したがって、被告は対抗要件を具備していないから、本件自動車の所有権留保を原告に対抗することはできない。

（被告の主張）

ア 原告の主張は否認し争う。

イ 最高裁判所が譲渡担保設定の合意をもって当然に担保権者のために占有改定がされたものと判断している（最高裁昭和 30 年 6 月 2 日第一小法廷判決・民集 9 卷 7 号 855 頁）ように、占有改定合意の認定は、間接占有関係の発生を正当化する法律関係が外形的に存在することが重要であり、占有改定に関する明文の文言が契約書等に記載されているか否かで決まるわけではない。

そして、本件契約条項には、（ア） 本件契約の効力発生と同時に本件自動車の所有権が販売会社から被告に移転する旨の所有権移転に関する条項、（イ） 購入者（破産会社）は、被告が本件自動車の所有権を留保している間は善良な管理者の注意をもって本件自動車を使用・保管する旨の条項、（ウ） 被告が、本件自動車の所有権を留保している間は、購入者（破産会社）は本件自動車を第三者に対して転売及び貸与すること、担保に供すること、改造、毀損、第三者に使用させること等が一切禁止される旨の条項が定められている。これらの条項を総合すれば、本件契約条項には占有改定の合意は含まれている。

その上で、破産会社は、本件自動車を購入するに当たり、上記の各条項の存在を認識した上で本件契約を締結しているのであるから、被告との間で占有改定の合意をしたことは明らかである。

ウ なお、上記に照らせば、他社の契約書における占有改定に関する規定は確認的規定にすぎない。

（2） 本件引渡行為は、偏頗弁済行為として否認権（破産法 162 条 1 項 1 号）の対象になるか。

（被告の主張）

破産法 162 条 1 項の偏頗行為否認は、平等弁済破壊行為を否認するものであり、特定の債権者への偏頗的債務消滅行為の原資が破産財団に属するものであることが当然の前提となっている。しかし、本件においては、本件自動車の所有権が被告に留保され、また破産会社は本件債務を完済していない以上、本件自動車の所有権は破産財団に属しておらず、また本件引渡行為及び本件充當行為により、破産会社の財産は何ら減少していない。したがって、

本件引渡行為につき、所有権留保としての対抗要件を備えているか否かを問わず、そもそも偏頗弁済否認の前提を欠く。

(原告の主張)

ア 被告の主張は否認し争う。

イ 本件引渡行為が偏頗弁済否認の対象になるか否かは、結局所有権留保が原告に対抗できるか否かに帰着するというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (被告は、本件自動車につき、所有権留保を原告に対抗できるか否か。)について

(1)ア 本件自動車は登録制度がない軽自動車であるため、所有権留保の対抗要件が「引渡し」であること、及び「引渡し」に占有改定が含まれることは当事者間に争いが無い。

そして、前記当事者の主張のとおり、原告は、所有権留保においては、買主が目的物の現実の引渡しを受けるとして、所有権留保特約の一般条項の中に、占有改定の意思表示が含まれると解釈することはできないとして、占有改定についての明示の定めがない限り、占有改定による引渡しがあったとはいえない旨主張する。他方、被告は、本件契約条項における各条項を総合すれば、占有改定の合意は含まれており、他社の契約条項における占有改定の規定は確認的規定にすぎない旨主張する。

イ この点、当事者間の契約における合意内容の確定については、契約書上の各文言を当該契約時の事情のもとで当事者が達成しようとしたと考えられる経済的・社会的目的と適合するように解釈して行うべきであり、占有改定の合意があったか否かについても、単に契約書の条項にその旨の明示の規定が定められていたか否かではなく、当該契約書の条項全体及び当該契約を行った当時の状況等を当事者の達成しようとする目的に照らして、総合的に考察して判断すべきものというべきである〔なお、最高裁判所も、譲渡担保(売渡担保)設定の合意後も設定者が引き続き当該担保動産を占有している場合において、当該事実関係においては担保権者のために占有改定がされたものとして担保権者に第三者に対する対抗要件を認める判断をしている(最高裁昭和30年6月2日第一小法廷判決・民集9巻7号855頁)〕。

そして、証拠(甲3)によれば、本件契約条項では、(ア) 契約の効力発生と同時に本件自動車の所有権はファイナンス会社である被告に移転すること(割賦販売契約・保証委託契約共通条項第1条(2))、(イ) 買主(破産会社)は、被告が本件自動車の所有権を留保している間は、本件自動車の使用・保管につき、善管注意義務を負い、被告の承諾ない限り、転売、貸与、入質等の担保供与、改造、毀損等が一切禁止されること(同条項第2条(1))、(ウ) 買主(破産会社)は、割賦払金の支払を怠っているときは、被告からの催告がなくとも、直ちに本件自動車の保管場所を明らかにするとともに本件自動車を被告に引き渡すものとされていること(同条項第4条(1))等が定められており、買主(破産会社)は当該各条項を了解して、本件自動車を割賦購入したものと認められることに照らせば、買主

(破産会社)の占有は、本件契約の効力発生時点において当然に他主占有(所有する意思をもたずに行う占有)となる上、所有権者である被告のために善管注意義務をもって本件自動車を占有し、転売や貸与、改造等も禁止されるなど、明らかに占有改定による占有の発生を基礎付ける外形的事実が存在しているというべきである。

したがって、本件契約後の買主(破産会社)による占有は占有改定による占有であると認められる。

ウ(ア) これに対し、原告は、前記のとおり、所有権留保においては、買主が目的物の現実の引渡しを受けることを強調して、所有権留保の場合は、契約条項に占有改定についての明示の定めがない限り、占有改定による引渡しがあったとはいえない旨主張する。

確かに、所有権留保(動産)の対抗要件として占有改定を含むとすることが公示制度との関係で明確性を欠くことは否めないが、それは動産の公示制度全般にいえるものであり、殊更所有権留保に限ったものではない上、当事者間の契約書に占有改定が明示的に記載されたか否かによって対抗要件の明確性が備わるものでない以上、原告の上記主張は採用することができない。

(イ) また、原告は、破産会社の占有が占有改定とはいえない根拠の一つとして、分割金の支払が滞らなければ、普通に自分の自動車として使えるものと思っていた旨の破産会社代表者の陳述書(甲12)を提出する。

しかし、前記説示のとおり、破産会社は本件契約条項を了承して本件自動車を割賦購入している以上、割賦期間中の破産会社の占有が他主占有であることは明らかである。したがって、破産会社の上記陳述をもって本件占有が占有改定と異なるものであったと認めることはできない。

(ウ) また、原告は、他のクレジット会社の契約書では、買主の占有が占有改定に当たる旨の明示の定めが入っている旨主張するが、クレジット購入契約における買主の占有が占有改定に当たるか否かは占有改定という明示の文言によって直ちに決まるものでないことは前記説示のとおりである。

(2) 以上によれば、本件契約において、買主(破産会社)による本件自動車の占有は占有改定による被告の占有に当たると認められるから、被告は、本件自動車につき所有権留保を原告に対抗できるというべきである。したがって、本件引渡行為及び本件充当行為が破産会社の被告に対する偏頗弁済行為に当たると認めることはできない。

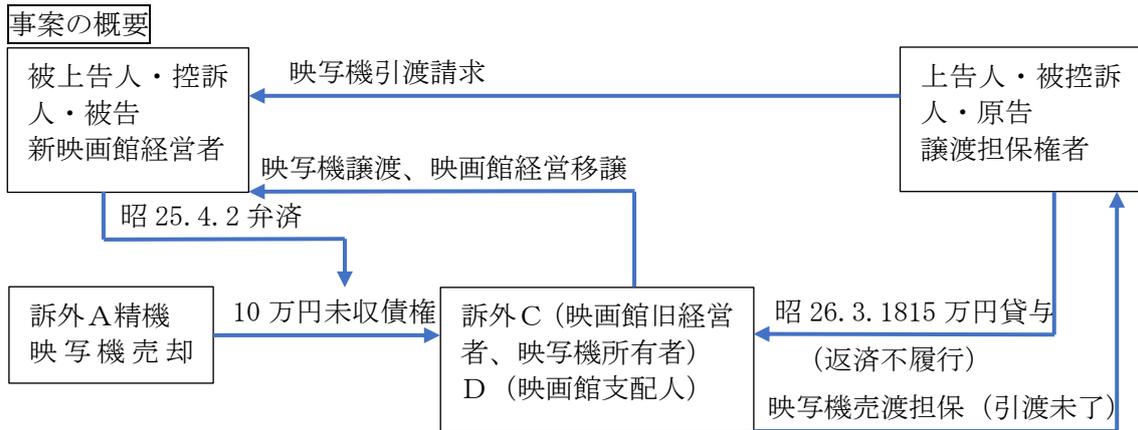
2 そうすると、争点(2)[本件引渡行為は、偏頗弁済行為として否認権(破産法162条1項1号)の対象になるか。]について判断するまでもなく、偏頗弁済行為を理由とする原告の被告に対する価額償還請求は認められない。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

《譲渡担保設定者が担保物件を占有する場合は占有改定による占有となる》

最一判昭30.6.2(民集9-7-855)



上告代理人弁護士鈴木義男、同河野太郎の上告理由第一点について。

原判決は、「昭和26年3月18日訴外CとDの両名が借主となって被控訴人（上告人）から弁済期を同月末日と定めて金15万円を借受けその際Cは被控訴人と本件物件（訴外Cの所有であつて、同人は訴外Dと共にこれを使用して映画館を經營していたことは当事者間に争がない。）を右債務の売渡担保に供することを約し、債務者であるC、Dの両名が弁済期に右債務の支払をしないときは、本件物件を受戻す権利を失いその所有権は完全に被控訴人に移転し、これにより被控訴人に対する右債務は当然消滅するという趣旨であつた」旨判示したことは、所論のとおりである。

そして、売渡担保契約がなされ債務者が引き続き担保物件を占有している場合には、債務者は占有の改定により爾後債権者のために占有するものであり、従つて債権者はこれによつて占有権を取得するものであると解すべきことは、従来大審院の判例とするところであることも所論のとおりであつて、当裁判所もこの見解を正当であるとする。果して然らば、原判決の認定したところによれば、上告人（被控訴人）は昭和26年3月18日の売渡担保契約により本件物件につき所有権と共に間接占有権を取得しその引渡を受けたことによりその所有権の取得を以て第三者である被上告人に対抗することができるようになったものといわなければならない。しかるに、原判決は、被控訴人（上告人）において占有改定による引渡を了したことを認むべき証拠がなく、被控訴人は右所有権の取得を以て控訴人に対抗し得ないものとし、被控訴人の本訴請求を排斥したのは違法であつて、論旨はその理由あるものというべく、原判決は破棄を免れない。

よつて、爾余の論旨に対し判断を省略し、民訴407条1項に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

《譲渡担保財産の引渡がないまま譲渡されたときは所有権取得を譲受人に対抗できない》
 仙台高判昭28.8.7（民集9-7-861）

原判決添付目録記載の物件がもと訴外Cの所有であつて、同人は訴外Dと共に右物件を使用して映画館を經營していたこと、及び右物件は現に控訴人においてこれを占有していることは当事者間に争がない。＜証拠＞＜証言＞、原審及び当審における被控訴人本人（但

し当審は第 1、2 回) 控訴人本人各尋問の結果を総合すると、訴外 C はその所有に係る本件物件を使用し訴外 D を支配人として福島県安達郡本宮町で映画館を経営していたが、その経営が思わしくなく訴外渡辺政吉を介して昭和 26 年 2 月初頃渡辺鉄男から借受けた金 10 万円を支払わなかったために、本件物件中の映写機のレンズを同人に持ち去られて困惑し、被控訴人に懇請して昭和 26 年 3 月 18 日 C と D の両名が借主となって被控訴人から、弁済期を同月末日と定めて金拾 5 万円 (被控訴人から同人振出の本宮町信用販売購買利用組合宛の小切手金額 5 万円のもの 3 通を受取ったのであるが、右小切手は被控訴人の負担において現金化された) を借受けて前示渡辺鉄男に対する債務を弁済し右レンズを同人から取戻したのであるが C は被控訴人との右貸借に際し本件物件を右債務の売渡担保に供することを約したこと、その担保契約は債務者である C、D の両名が弁済期に右債務の支払をしないときは、当然本件物件の所有権は完全に被控訴人に移転し、これにより被控訴人に対する右債務は当然消滅するという趣旨であったところ、右両名は約定の期限に債務の支払をしなかったこと、従って本件物件は約旨に基き被控訴人の所有に帰したものである。しかしその引渡は未了であったこと、ところが右 C は本件物件を昭和 25 年 7 月頃東京都豊島区の A 精機製作所から買入れたものであったがその代金を完済しておらず、これが支払につきかねてより売主から嚴重な督促を受けており昭和 25 年 11 月末日までに完済しないときは売主において右物件を引取っても異議がない旨を約したこと、然るに C はその後若干の支払をしたけれども昭和 26 年 3 月頃の計算においてなお金 10 万円の未払があったため、その頃売主の方から機械を引取りに来たので C はその処置に窮し結局控訴人に頼んで同年 4 月 2 日頃 A 精機製作所に対する未払代金 10 万円を支払ってもらい、売主の追及を免れると共に本件物件の所有権を移譲し、なおその頃 C は右映画館経営について同人の負担している各種の債務をも控訴人に支払ってもらうことにして映画館の経営を控訴人に委ね、本件物件を含む前示映画館を控訴人に引渡し、尔来控訴人において右映画館の経営に当たっていたこと、以上の事実が認められる。原審及び当審における控訴人及び被控訴人本人各尋問の結果中右認定に牴触する部分はたやすく採用し難く、他に右認定を覆すに足る証拠はない。

被控訴人は C が被控訴人に対し本件物件を売渡担保に供した際、同人は尔後 (編注: 爾後) これを被控訴人のため占有する旨の意思を表示し以て占有改定による引渡を了したものであると主張するけれども、これを認むべき証拠はない。

然らば、本件物件が被控訴人の所有に帰したにしても前認定のようにいまだその引渡を受けない間に控訴人が更にこれを譲受け引渡を受けたのであるから、被控訴人は右所有権の取得を以て控訴人に対抗し得ないものというべきである。よってその余の争点に対する判断をするまでもなく被控訴人の本訴請求は失当として棄却すべきである。

右と異なる原判決は不相当で、本件控訴は理由があるから、民事訴訟法第 386 条第 96 条第 89 条を摘要して主文のとおり判決する。

(注5) 現実の引渡し・簡易の引渡し・占有改定・指図による占有移転について徴収奥義 329 号参照。

(注6) 最一判昭 30.6.2 (民集 9-7-855) は、譲渡担保の判例である。

6 動産の継続的売買による所有権留保の対抗要件

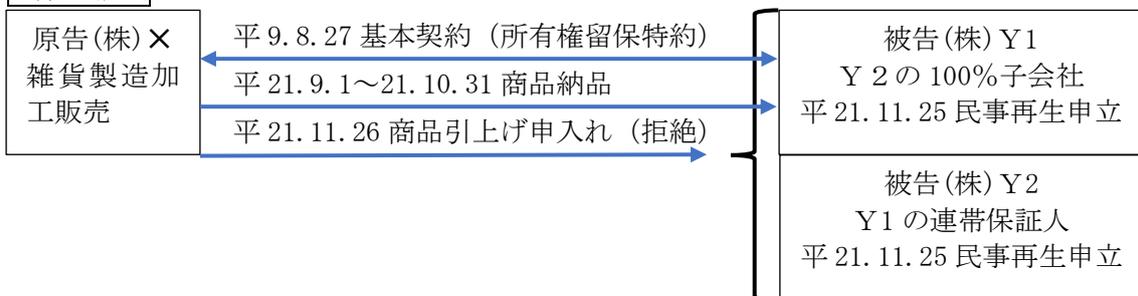
図 3 における当事者の認識として、占有改定と認識する者は、法律家以外では皆無であろう。買主としては、軽自動車は、自己の所有物で、割賦金を支払いしていない以上、完全に自己の所有物とならない程度の認識が多数であると思われ、法律と現実の認識には大きな隔たりがある例といえよう。

そういった観点からは、後掲東京地判平 22.9.8 (判タ 1350-246) は面白い事案である (民事再生の事案)。軽自動車ではなく、家庭用雑貨の継続的な売買であり、所有権留保特約としながらも仕入れた雑貨は、その仕入代金の弁済にかかわらず転売 (小売) することが許容されていたもので、原告以外からも同種の雑貨を仕入れしていたようであるから、基本契約においていくら所有権留保特約があるといってもその占有改定を認めることは困難であると思われる。したがって、対抗要件を具備していないとの結論になり得る。

《再生債務者に留保所有権主張するためには対抗要件の具備を要する》

東京地判平 22.9.8 (判タ 1350-246)

事案の概要



第 3 当裁判所の判断

1 所有権に基づく動産引渡請求について

(1) 事実関係

前記争いのない事実と後掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

ア 本件基本契約における所有権留保特約等に関する規定

原告が、平成 9 年 8 月 27 日、被告 Y1 との間で締結した本件基本契約には、以下の旨の定めがある (甲 4 の 1)。

(ア) 支払条件 (第 11 条)

被告Y1は、原告が毎月末日までに被告Y1に納品した商品の売買代金を、翌月末日までに、銀行振込の方法で支払う。

(イ) 所有権留保 (第 13 条)

売買商品の所有権は、売買代金の支払があるまで原告に留保されるものとする。

(ウ) 契約の解除 (第 14 条)

原告又は被告Y1は、〈1〉背信行為又はこれと同視すべき行為を行ったと判断されるとき、〈2〉銀行取引停止処分を受けたとき、〈3〉第三者から強制執行を受けたとき、〈4〉破産、和議、会社更生等の申立てがあったとき、〈5〉その他、〈2〉から〈4〉に準ずる事態が生じ、信用状態の悪化が認められるときは、期限の利益を失い、直ちに相手方に負担する債務全額を支払わなければならない。

また、相手方は、上記のときは、催告をしないで直ちに本件基本契約及び個別契約を解除することができる。

(エ) 連帯保証 (第 15 条)

被告Y2は、被告Y1が、原告との取引により原告に対して負う一切の債務について、連帯保証する。

イ 本件基本契約に基づき被告Y1に売却された商品の保管状況等

(ア) 本件基本契約には、原告が被告Y1に対し商品を引き渡した後、被告Y1から代金の支払を受けるまでの間に、被告Y1が引渡しを受けた商品を被告Y2や他の取引先に売却し引き渡すことを制限する定めはない(甲4の1)。

(イ) 被告Y1は、被告Y2の仕入部門としての役割を担っており、本件基本契約に基づき原告から仕入れた商品を、原告への代金の支払の有無にかかわらず、被告Y2や他の取引先に対し、転売していた(弁論の全趣旨)。

(ウ) 被告Y1は、本件商品と同種の商品を、他の仕入先からも仕入れていた。被告Y1が仕入れた商品は、仕入先ごとに分けて保管されておらず、原告の下に存在する在庫商品について、原告から仕入れた商品と他の仕入先から仕入れた商品とを判別することはできない状況となっている(弁論の全趣旨)。

ウ 被告らの民事再生手続申立て後の原告の対応

(ア) 被告らは、平成21年11月25日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行った(争いがない)。

そして、同日、被告Y1に対し、同月24日までの原因に基づいて生じた債務についての弁済及び担保の提供を禁じる旨の保全決定がなされた(乙7)。

(イ) 原告は、平成21年11月26日、被告らに対し、被告らの在庫商品のうち、原告が売却した本件商品について、返品伝票と納品伝票を作成することによって、一度これらを引き上げた処理をすることを申し入れたが、被告らはこれに応じなかった(弁論の全趣旨)。

(ウ) その後、平成21年12月1日午後4時、被告らに対し、民事再生手続開始決定

がなされた（争いが無い）。

(2) 原告が再生債務者である被告らに対し本件商品について所有権留保を実行する場合の対抗要件具備の要否について

ア 前記のとおり、原告と被告Y1の間の商品売買においては、原告が毎月末までに納品した商品の売買代金を、まとめて翌月末日までに支払うこととされており、当該売買代金の支払があるまで、納品された商品の所有権が原告に留保される旨のいわゆる所有権留保特約が締結されている。

他方、前記のとおり、本件基本契約においては、原告と被告Y1間の売買においては、原告が被告Y1に商品を納入した後、売買代金の支払を受けるまでの間に被告Y1による商品の処分を制限する定めはなく（前記（1）イ（ア））、被告Y1は、原告から仕入れた商品を、代金の支払の有無にかかわらず、被告Y2や他の取引先に転売していた（前記（1）イ（イ））。そして、被告Y1は被告Y2の仕入部門としての役割を主に担っており（争いが無い）、仕入れた商品を転売することが当然に予定されており、原告もこれを認識していたと認められるから、被告Y1による上記のような商品の売却は、原告も許容するところであったものと推認される。そうすると、上記の所有権留保特約の下での原告と被告Y1間の売買においては、個別に商品を売買する際に、売買の対象である商品についての物的支配権を被告Y1に移転することが予定されており、その上で、被告Y1から約定どおりに代金の支払がなされない場合や、前記（1）ア（ウ）に定める事由が発生した場合に、原告が、被告Y1との売買契約を解除し、売却した商品の引渡しを受けることにより、実質的に売買代金債権を担保することが想定していたものと認められる。したがって、上記所有権留保特約は、原告の下に商品の完全な所有権をとどめる趣旨ではなく、被告Y1に所有権を移転した上で、原告が、売却した商品について担保権を取得する趣旨のものであると解するのが相当である。

イ そして、上記のとおり、原告が本件商品について有する権利は、所有権ではなく、担保権の実質を有するものであるから、同権利は、被告らについて開始された再生手続との関係において、別除権（民事再生法 53 条）として扱われるべきであると解されるところ、再生手続が開始した場合において再生債務者の財産について特定の担保権を有する者が別除権を行使するためには、個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続によらないで別除権を行使することができる債権者の衡平を図るなどの趣旨から、原則として再生手続開始の時点で当該特定の担保権につき登記、登録等の対抗要件を具備している必要があると解される（民事再生法 45 条参照）。したがって、原告が本件商品について有する権利（この権利を、以下「留保所有権」という。）についても、再生債務者である被告らに対しこれを主張するためには、対抗要件の具備を要すると解される。

ウ 原告は、所有権留保においては、担保権者の下に留保所有権がとどめられるため、被告Y1から担保権者である原告に対する物権変動は存在せず、別除権としてこれを主張する場合も、対抗要件の具備は必要とされない旨主張するけれども、前記のとおり、本件における所有権留保は、商品についての所有権を被告Y1に移転した上で、原告が、被告Y1か

ら担保権を取得したものと解するのが相当であって、被告Y1による原告のための担保権の設定という物権変動を観念し得るから、本件において原告が有する担保権（留保所有権）について、対抗要件の具備において、他の担保権と異なると解することはできない。

エ 以上を前提とすると、本件商品は動産であるから、本件商品についての原告の留保所有権の対抗要件は、引渡しであると解される（民法 178 条）ところ、本件商品は、すべて被告Y1に引き渡されているから、原告が対抗要件を具備していたと認めることはできない。

なお、本件商品については、原告は、占有改定の方法によって占有を取得し、対抗要件を具備する余地もあると考えられるが、本件基本契約においては、被告Y1が、原告から納品を受けた本件商品を、代金支払の有無に関わらず被告Y2や他の取引先に転売し引き渡すことが予定され、原告もこれを許容していたことや、被告らの下にある在庫商品について、原告から仕入れた本件商品が、他の仕入先から仕入れた商品と分別して保管されておらず、他の仕入先から仕入れた商品と判別することができない状況であったこと（前記（1）イ（ウ））などからすれば、本件商品の売却に際し、占有改定がされたと認めることはできない。

また、前記のとおり、原告は、被告らについて民事再生手続が開始される直前である平成 21 年 11 月 26 日、被告Y1に対し、売却した商品の引渡しを要求したのであるが（前記（1）ウ（イ））、被告らはこれを拒絶しており、被告らの下にある在庫商品について、原告から仕入れた本件商品は、他の仕入先から仕入れた商品と判別できない状況にあったのであるから、原告が商品の引渡しを要求したことによって本件商品の占有を取得したということはず、原告が本件商品について対抗要件を具備したと認めることはできない。

オ 以上によれば、原告は、被告らに対し、本件商品の所有権に基づいてその引渡しを請求することはできず、また、本件商品についての留保所有権を、別除権として被告らに対して主張し、その実行として引渡しを請求することもできない。

2 代償請求について

前記のとおり、原告は、本件商品についての所有権留保を、別除権として被告らに主張することはできないから、本件商品についての代償請求は、その前提を欠き、理由がないといふべきである。

3 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告の各請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、訴訟費用の負担について民訴法 61 条を適用し、主文のとおり判決する。

7 軽自動車の所有権留保売買との比較

軽自動車を中心に解説すると述べながら、前項で家庭用雑貨（動産）の事案を取り上げた理由は、引渡しという対抗要件（占有改定）の特異性を考察してみる趣旨である。

軽自動車は、1 台又は複数台で、転売は禁止されるからその軽自動車が担保（所有権留保物）として認識できるのに対して、家庭用雑貨で、しかも仕入先が複数あり、仕入後、

直ちに転売可能となればそれが担保物と認識することは困難となる。

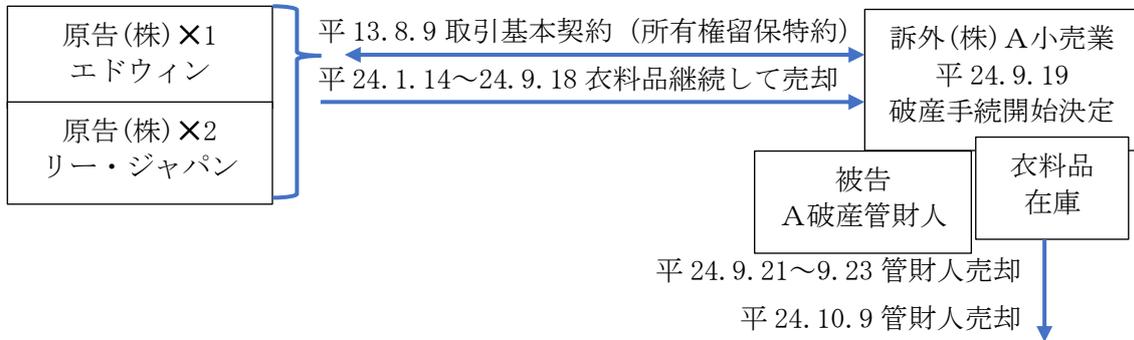
したがって、所有権留保売買において、当該所有権留保物を滞納処分で差押えしようとする際、軽自動車ならば対抗要件を具備していると判定することになり、前項判例のような事家庭用雑貨事案では、対抗要件を具備しておらず、買主である滞納者に帰属すると認定できることが多くなろうと予想される。

その観点からは、後掲東京地判平 25. 4. 24 (D1-Law29027803) は所有権留保物が衣料品であり、前項判例に類似する。

《所有権留保を破産管財人に主張するには対抗要件を具備しなければならない》

東京地判平 25. 4. 24 (D1-Law29027803)

事案の概要



第3 当裁判所の判断

1 争点 (1) (本件所有権留保特約に基づき所有権が留保された商品が特定されているか) について

被告は、本件売却に係る商品のうちどの商品が代金未払であったかを特定できない旨主張する。

しかし、証拠 (甲 2、3、8~12 (枝番号があるものはその全てを含む。)) 及び弁論の全趣旨によれば、平成 24 年 10 月 9 日に A の各店舗で在庫が確認された原告エドウィンから A の納入商品 33 点 (合計 15 万 2 3 8 6 円分) 及び原告リー・ジャパンから A への納入商品 10 点 (合計 4 万 3 7 0 6 円) については、本件基本契約における所有権留保の対象であることを認めることができるから、被告の上記主張は、採用することができない。

なお、原告らが破産手続開始時点で所有権留保がされていたことが合理的に推定できると主張するその余の商品 (原告エドウィンについては 2 5 万 2 9 3 8 円分、原告リー・ジャパンについては 9 万 5 6 9 2 円分) については、所有権留保の対象として特定していることを認めるに足りる証拠はないから、上記原告らの主張は、採用することができない。

2 争点 (2) (9 条の特約の有効性) について

被告は、9 条の特約が偏頗行為 (破産法 162 条 1 項) に当たり無効である旨主張する。

しかし、9 条の特約は、A の破産手続開始決定の日である平成 24 年 9 月 19 日の約 9

年前である平成13年8月9日に締結されているから(甲1の1・2)、上記特約を結ぶことが偏頗行為(破産法162条1項)に当たるとすることはできない。

なお、この点につき、被告は、9条の特約が支払不能又は破産手続開始前にされていたとしても、代物弁済の予約完結権の行使が破産手続開始後や支払不能後にされれば、否認権行使の対象となるというべきであると主張するが、そのように解すべき法的根拠はない上、本件基本契約(甲1の1・2)7条及び9条によれば、同9条に定める契約解除等の効果は、同7条各号の事由が生じれば直ちに生じるものであることに照らすと、採用することはできない。

3 争点(3)(原告らが本件所有権留保特約及び9条の特約による担保権を被告に対して主張するのに対抗要件の具備を要するか)について

原告らは、所有権留保売主が破産管財人に留保所有権を対抗するためには対抗要件は不要である旨主張する。

ところで、破産手続は総債権者のための包括執行という側面を有するため、実体法上差押債権者が第三者として保護される場合には、破産管財人も破産債権者の利益を代表する者として、差押債権者と同様の保護が与えられるべきである。

そして、物権変動は対抗要件を具備しなければ、差押債権者に対抗できないから、本件において原告らが所有権留保等の担保権を破産管財人に主張するためには、対抗要件を具備しなければならない。

したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

4 争点(4)(原告らの対抗要件具備の有無)について

原告らは、Aに納入した商品には「EDWIN」や「Lee」のロゴがプリントされたタグが張り付けられ、原告らのブランドが全国的に著名であるから、商品を手に取りれば原告らの商品であることが一目瞭然で、強い識別性を有しており、本件基本契約に基づき、Aに商品を売り渡すと同時に、占有改定によって当該商品を間接的に占有し、対抗要件を具備した旨主張する。

しかし、証拠(乙4、5、7)及び弁論の全趣旨によれば、本件基本契約においては、占有改定に関する条項を定めることが容易であるにもかかわらず、当該条項が定められていないこと、原告らからAに納入された商品は、代金支払の有無にかかわらず、当然に他へ転売し引き渡すことが予定されており、Aでは、原告らから納入された商品を他の商品と共に全て商品タグとは別に値札をつけ、自社所有物と見られる外形で店頭に並べて販売していたこと、上記タグや表示された文字も小さく、タグが付けられている商品が原告らから納入されたものであることを容易に識別できるとはいえないことなどが認められることに照らすと、本件において、Aが、原告らから納入された商品の引渡しを受けた後も、その代金を支払うまでは原告らのために当該商品を占有(所持)するとの意思を表示していたものと認めることはできない。また、本件全証拠をもってしても、Aが、9条の特約によって既払の商品の所有権がAから原告らに復帰したときなどに、原告ら納入に係る商品を原告らの

ために占有する旨の合意や、現にそのような占有をしたとの事実を認めることができない。

したがって、原告らの上記主張は、採用することができず、原告らは上記対抗要件を具備していないものというべきである。

第4 結論

以上によれば、原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないから、いずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

8 再び所有権的構成と担保権的構成

401 号の所有権的構成と担保権的構成について再び整理しておく。所有権留保の法律的構成として、前記のとおり単純に割り切れるものではなく、所有権的構成と担保権的構成とで解釈は揺らいでいるという。即ち、「所有権は売主に帰属し、買主には、代金完済を停止条件とする所有権（条件付権利）しか認められないという所有権的構成。他方、当事者の意図や経済的実体を徹底すれば、所有権は買主に帰属し、売主には、売買代金を被担保債権とする抵当権類似の非典型担保権しか認められないという担保権的構成である。最近は、売主・買主両方に何らかの物権的権利が帰属することを認め、問題となる局面ごとに検討する方向で学説は一致しているという（阪口彰洋：ジュリスト増刊実務に効く担保・債権管理判例精選-165 参照）。

しかしながら、「売主には、売買代金を被担保債権とする抵当権類似の非典型担保権」しかないと解し、滞納者の所有物として差押えし、売却代金を公租公課債権と被担保債権に配当していくとの構成は、そういった判例、行政解釈、学説はなく、無理がある。所有権的構成として、売買契約解除時の精算金差押え（注7）又は滞納者が割賦金債務を完済したことによる当該財産を差し押さえするしかないことになる。

なお、6 及び7にある判例のとおり、売主が対抗要件を具備していなければ所有権留保物でも差押えは可能となるところ、軽自動車ではそういった事例は5の判例のとおり稀であろう。

（注7） 徴収奥義 401 号「自動車の所有権留保における完済及び契約解除」及び同 402 号の清算金の差押えを参照。

9 所有権留保売買の軽自動車の差押え

以上から、最後に軽自動車の差押えについてまとめておこう。

(1) 軽自動車の発見

滞納者に納付督促のため又は財産調査のため臨場した際に軽自動車を現認したときは、その登録番号及び車種等を記録する。会社名が車体に表記されているときは、必要に応じて写真撮影をしておく。

(2) 自動車検査証の交付請求

記録した軽自動車の登録番号から軽自動車検査協会の自動車検査証の内容について照会調査をする。

(3) 質問検査権の行使

捜索や差押えでは、自動車検査証を調査し、差押えをするときはそれを同時に取り上げる(注8)。所有又は使用している軽自動車(その時点では所有者か使用者か不明である)について聴取をし、購入代金の弁済状況等を関係帳簿より確認する。決算書や軽自動車税の納税証明書等と対比をすることも有効である。

(4) 軽自動車所有又は使用状況

前号の外、所有又は使用している軽自動車について、売買契約による場合は、売買契約書を確認し(所有権解除ができるかが大きな確認事項)、確認書面を徴取する。なお、リース契約ということもあり得る。

(5) 最二判昭 50. 2. 28 (民集 29-2-193) (図 4)

前号で紹介した三つの最高裁判例((5)~(7)の見出し)において、これの目的物が軽自動車であると仮定したならばどのような結論が導きだせるであろうか。順次考察してみる(図 4~図 6 は別紙とする)。

自動車検査証の所有者がディーラーとなっても、それは登録ではなく対抗要件にはなり得ず、被上告人の軽自動車占有は占有改定によっているともいえないので、被上告人に帰属すると判定することになる。

(6) 最二判昭 57. 12. 17 (集民 137-589) (図 5)

前号と同じ理由で、被上告人に帰属すると認定することになる。

(7) 最三判昭 56. 7. 14 (集民 133-271) (図 6)

この事案では、ユーザーは登録を無視しているのみならず、年商 10 億円と相当に規模の大きい会社で組織力もあるはずなのに財産としての管理が杜撰であったということができ、これでは自己の財産を放棄しているに近いことになる。また、(5)及び(6)の事案と異なり、サブディーラーがディーラーから転売の授権を得ていたとの事実もないというものであった。

軽自動車であってもその自動車検査証上の登録を無視しているようでは、自己の財産を放棄しているに近いとの要素はあるとしても、いずれにせよそれは対抗要件にはなり得ず、また、上告人の軽自動車占有は占有改定によっているともいえないので、上告人に帰属すると判定してもよさそうである。

(5)から(7)に共通することは、前記のとおり判定するには、軽自動車占有者が購入代金を完済していることは自動車と同じになる。

(8) 差押軽自動車の管理

差押えした軽自動車をどのような方法で管理するか判断し、実行する。直ちに引き揚げて所定の場所で保管すること、当面、公示書によって占有し、鍵・自動車検査証等を保管するなどを選択する。

(7) 所有権解除に必要な書面の取得

軽自動車では、自動車と異なり、所有権を留保していた者がその所有権を解除するための書面を譲渡証明書とは呼称しないようである。所有者であるディーラーや信販会社に所有権解除に必要な書面を請求する。

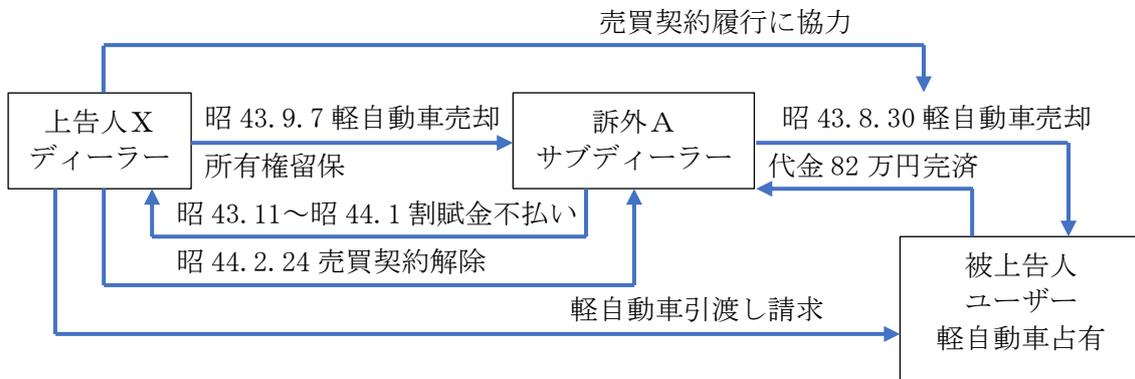
(注8) 自動車検査証は、債権証書の取上げに準じて占有することは自動車と同じである。
徴収奥義 400 号参照。

10 参考資料

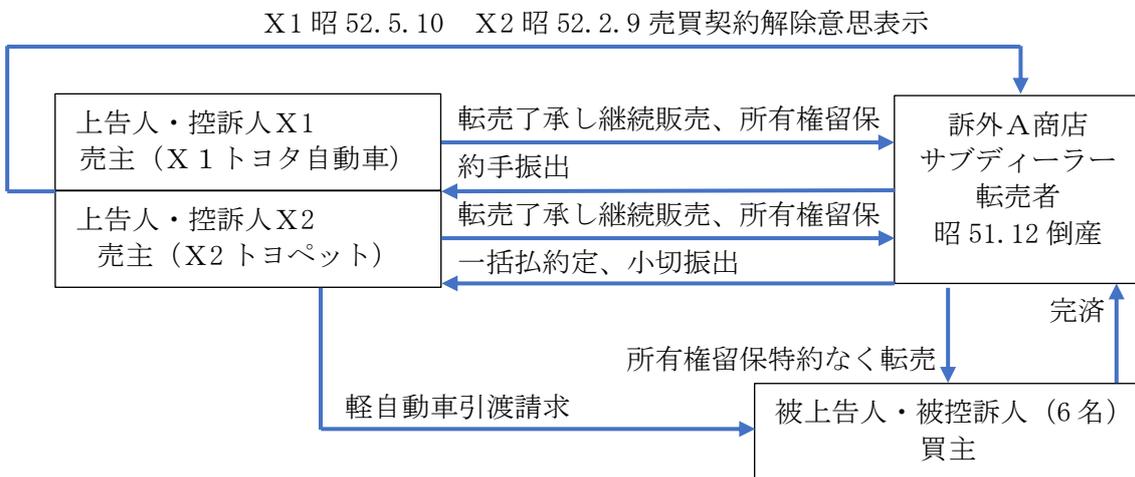
- (1) 内田貴：民法 I [第 4 版] 総則・物権総論
- (2) 阪口彰洋：ジュリスト増刊実務に効く担保・債権管理判例精選
- (3) 東京地判昭 44. 1. 16 (判タ 238-121)
- (4) 名古屋地判平 27. 2. 17 (金法 2028-89)
- (5) 最一判昭 30. 6. 2 (民集 9-7-855)
- (6) 仙台高判昭 28. 8. 7 (民集 9-7-861)
- (7) 東京地判平 22. 9. 8 (判タ 1350-246)
- (8) 東京地判平 25. 4. 24 (D1-Law29027803)

別紙

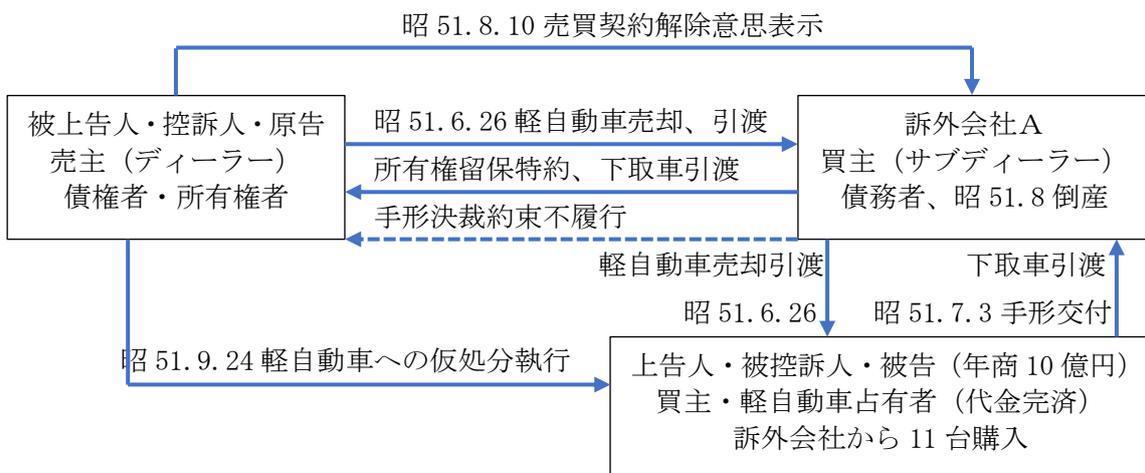
【図 4】



【図 5】



【図 6】



図以外の事実関係

- 1 上告人は、昭和 44 年 4 月以来訴外会社から各種自動車を買受けるようになり、そ

の台数は本件自動車を買受ける以前に 11 台に達していたが、いずれもその売買代金完済後、所有者名義を上告人名義に変更登録をしたことがなく、自動車を相当期間使用后、所有者名義のまま新規売買の際の下取車としていた。

2 下取車は、いずれもその所有者が被上告人、使用者の氏名が訴外会社として登録されたままになっていた。

3 所有者の氏名を被上告人として登録し、使用者氏名登録申請をせず本件自動車とともに上告人に引き渡した。

4 被上告人は、訴外会社・上告人間の売買に関与したことがなく、訴外会社から本件下取車の引渡しを受けた際にも、本件下取車が上告人所有のものであったことを知らなかった。

5 上告人が訴外会社から本件自動車を買受けてこれを使用していることを被上告人が知ったのは、売買契解除後、その所在を探し回り、上告人の占有管理下にあることを知った。